

事業者指定に係るQ&A

対象サービス	質問項目	質問内容	回答
①共通	実利用人数について	・日中活動系サービスの人員の算出にあたっては、1日あたりの利用人数により算出するという説明があったが、この利用者数は現在の実利用人数を指しているのか。	・日中活動系サービスの人員の算出に用いる利用者の数は、初年度は推定数、次年度以降は前年度の実績による。
①共通	契約について	・10月以降のサービス提供にあたり、利用者と契約書、重要事項説明書などを新しく交わさなければならないのか。	・サービス内容が変更が想定されることから、そのサービスの内容に応じ、契約を取り交わす必要がある。
①共通	サービス管理責任者	・サービス管理責任者の児童デイサービス・ケアホーム・グループホーム用の経過措置の「3年以上の実務経験」について実務経験の内容は規定されるのか。	・告示において規定している。具体的には一(1)(一)aからcの相談支援等の業務となる。
①共通	添付書類について	・事業所の建物が賃貸等の場合は「建物賃貸借契約書」等の写しを添付とされているが、「指定管理制度」を受けている場合はどのような書類を添付すればよいのか。	・指定管理の指定書の写しを添付すること。
①共通	添付書類について	指定申請に必要な書類の中に、①「資産の状況」、②「障害者自立支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書(参考様式10)、③「役員等名簿(10-2)」があるが、これらの記入について、例えば(1)地方自治体が申請者(設置者)で社会福祉法人に委託している場合、①～③は法人の資産状況や、評議員、顧問等を記入してもらうことでよろしいか。 (2)地方自治体が申請者(設置者)で直接事業を行っている場合で(法人ではない場合)、①は県の予算書や決算書を、③については県知事を記入することでよろしいのか、それとも事業所の長を記入すればよろしいのか。	(1)については、事業を実施する法人の関係書類を提出すること。 (2)については、①当該事業の予算書等の該当部分 ②については、地方自治法第2条第16項の規定から省略して差し支えない ③については、組織図や職員録等の写しとして差し支えない。
①共通	添付書類について	指定申請を行う事業者が、全国に展開する法人である場合、この添付書類(資産の状況、誓約書等)については、申請を受ける単位(事業所)ごとにそれぞれ提出をする必要があるか。	・申請を受ける単位(事業所)ごとにそれぞれ提出をする必要がある。
①共通	付表の記入	・現在の管理者・サービス提供責任者と異なる者を、10月1日から配置する予定であるが、この場合新たに変更の届出をしなくても良いのか。様式第2号の変更届出書を添付するのか教えてほしい。	・4月にみなし指定された事業所の効力は、9月末までに申請しない場合、失効する。10月1日以降新たに指定を受けた内容に変更が生じた場合は様式2号を提出すること。

事業者指定に係るQ&A

対象サービス	質問項目	質問内容	回答
①共通	必要な様式及び別紙について	様式第5号とこれに付随する別紙という形で加算等の体制を届け出るとのことだが、申請にあたって必要な書式を示してほしい。	・申請にあたって必要な書式については別紙の通り整理したので参考にされたい。
①共通	新体系での事業者報酬について	・新体系事業を実施した場合、利用者の数により平均障害程度区分が変わる場合は、月単位で報酬額が変更されるのか。	・前年度の実績によって翌年度の報酬単位が決定される。 なお、仮に前年度実績によって低い単位となる場合、6ヶ月の猶予を設ける。 詳細については、8月24日の主管課長会議資料8のP7を参照されたい。
①共通	利用者負担について	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所は当該事業所の利用者について、利用者登録料を設定して利用者から徴収してよいのか。	利用者が日常生活において必要な費用ではなく、事務手数料としての性格が強いものと思料され、これについては介護給付費等及び利用者負担が発生する場合はその費用から賄われるべきものであるため、利用者には負担させることは適当でない。
①共通	旧体系での事業継続時の手続きについて	・日中活動系サービスは第2種社会福祉事業となったが、通所施設が旧法施設に移行する場合は、第2種社会福祉事業になるのか。	・旧法施設は従来通り第1種社会福祉事業である。
①共通	定款について	・定款の原本がまだ障害者自立支援法に対応していないが、この場合はどうすればよいか。 ・株式会社、有限会社等の公益法人ではない場合で定款変更が間に合わない場合はどうすればよいか。	変更完了が申請の後日となる場合は、変更前の定款及び登記簿謄本(写しでも可)を提出することとする。ただし変更後速やかに変更後の定款及び登記簿謄本(原本)を提出すること。 なお、法令により模範定款例が定められている法人(生活協同組合、農業協同組合等)について、すでに定められている定款に於いて、福祉事業を行う旨の記載がある場合、定款の変更の必要はないものとする。
②居宅介護等	居宅介護の人員について	・居宅介護のサービス提供責任者は居宅介護の管理者との兼務はできるか。	・現行と同様に兼務可能である。
②居宅介護等	居宅介護の人員について	・居宅介護のサービス提供責任者は介護保険の訪問介護の管理者との兼務はできるか。	・現行と同様に兼務可能である。
②居宅介護等	サービス提供責任者	・居宅介護事業所等のサービス提供責任者と介護保険の訪問介護事業所のサービス提供責任者の兼務は可能か。現在認められていると思うが、10月以降も同様でよいのか。	・可能である。

事業者指定に係るQ&A

対象サービス	質問項目	質問内容	回答
②居宅介護等	サービス提供責任者	・サービス提供責任者の配置基準は支援費制度と同じ基準か。	・今般、基準省令にてお示しするが、現行どおりである。
②居宅介護等	重度障害者等包括支援の指定について	・重度障害者等包括支援の指定は3年以上たっていない事業所は受けられないのか。(サービス提供責任者の資格要件に当該事業所で3年以上となっていた)	・重度障害者等包括支援のサービス提供責任者の資格要件のうち、ヘルパー2級修了者は3年以上の介護業務経験が必要になるが、この3年は当該事業所の業務に限られることはない。なお、この実務経験は申請の際に予定している主たる対象者に対して支援等の経験であれば認められるものである。
②居宅介護等	ヘルパー資格	・行動援護のヘルパーの在職期間要件が2年以上から1年に経過的に認められたが、1年のうち何日勤務、などという基準はあるのか。	・従来どおり、1年あたりの実際の従事日数は、180日で換算する。
②居宅介護等	重度訪問介護の指定要件について	・居宅介護の申請をすれば、重度訪問介護の申請は必要ないとのことだったが、付表1のサービス内容欄の重度訪問介護の記載の必要はないのか。	・居宅介護の事業所は省令上、自動的に重度訪問介護の指定を受けることとなるので、記載は不要である。ただし、重度訪問介護のみ指定を受ける事業所の場合記載をすること。
③生活介護	最低利用定員について	・生活介護に移行を考えているが、定員の20名は日単位の利用者の平均で見えるのか。	・開所日あたりの利用定員である。
③生活介護	実費の範囲	・生活介護で入浴サービスを提供する場合、入浴にかかる光熱水費は本人に請求できるか。	・特定費用として整理し、契約関係において本人に請求できるものとした。
③生活介護	生活介護の従業員	・生活介護の従業員の員数等で、理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合には、看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる、とあるが、「その他の者」はどの者まで可能なのか。また「ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない」と専ら職務に従事することについて但し書きがあるが、これについてはいかがか。	・「その他の者」については、実際の機能訓練を行うことができる者を事業者の責任において適切に配置していただくことで資格を問わない。 ・「ただし～」については、他の従業者との兼務が認められることを示している。
③生活介護	生活介護の人員基準	・医師が「利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数」とある。現在、障害者デイサービスを運営しており、医師を配置していないが、配置しないと生活介護は実施できない、ということになるのか。	・定期的、非定期的な勤務に関わらず、嘱託医等でも差し支えない。

事業者指定に係るQ&A

対象サービス	質問項目	質問内容	回答
③生活介護	多機能型の人員配置	・生活介護と自立訓練(機能訓練)を多機能型として実施する場合、常勤の看護職員の配置は必須か。	・合計で定員が20人未満の多機能型事業所における常勤の従事者は多機能型全体として一人以上必要だが、看護職員に限定する必要はないこと。
③生活介護	申請書類	・入所施設と通所施設を併設していて、通所施設のみ生活介護に移行する場合、申請書に添付する付表は付表3のみで足りるか。付表8の昼間実施サービスも必要か。	・通所施設が生活介護に移行する場合、付表3を添付する。入所施設が障害者支援施設に移行する場合は、付表8を添付すること。
③生活介護	活動時間	・活動時間の提示(4時間未満・4～6時間など)は今後あるのか。	・サービス提供時間による単価区分は設定していない。
③生活介護	平均障害程度区分	・日中活動系サービスの生活介護事業に関する報酬基準について、平均障害程度は登録者数から算出するのか。実績数から算出するのか。実績数から算出するのであれば、月ごとに報酬の金額が変化することもありえるのか。また登録者から算出するのであれば、どれくらいの頻度で算出するのか(半年、あるいは1年、2年など?)	詳細については8月24日課長会議資料8P24を参照されたい。
④児童デイサービス	児童デイ	・現在、児童デイサービスを行っており、現在は1単位のみだが、10月の申請時に2単位での申請は可能か。	・可能である。
④児童デイサービス	児童デイ	・児童デイサービスにおいて、現在、週2～3日で実施し、今後もこの事業体系を継続したいが、サービス管理責任者は、法人の常勤職員であれば、児童デイサービス実施時間帯以外は同じ法人の別事業に従事しても認められるか。	・指定基準上、事業所毎に1以上の配置要件としており、そのうち1名以上は常勤かつ専任としているが、専従としていないことからデイサービス事業実施時以外に法人の他の事業所の他の職務に従事することは差し支えない。
④児童デイサービス	児童デイ	・新しい児童デイサービスでは、「現行制度において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は……」と記載されている。「その利用者」とは、現行制度においてサービスを提供を受けている障害児だけではなく、10月以降新たに経過措置の対象として決定された障害児も含むと解釈してよいか。	・新規利用者も含む。(事業者は、経過措置事業所につき、経過措置終了時までには、本来のサービスに移行する必要がありますので留意すること。
④児童デイサービス	児童デイ	基準省令案の第97条で配置人員「指導員及び保育士」とありますが、これは員数を算定する際の”指導員と保育士の合計”という意味で、例えば、利用者10人の児童デイで指導員を2人以上確保(保育士0名)し、うち1名を常勤(同条三項)とすることで「指導員及び保育士」の配置基準は満たされると解釈してよろしいか。	・従前の通りであり、お見込みの通り。

事業者指定に係るQ&A

対象サービス	質問項目	質問内容	回答
⑤短期入所	指定申請書について	・短期入所は本体施設が旧法のままでも指定は受けられるか。本体施設が新事業体系に移行した場合短期入所に係る変更届が必要か。	・短期入所は本体が旧法であっても、新事業体系であっても実施可能だが、指定後、本体施設が新事業体系に移行した場合は、新規指定が必要となる。
⑤短期入所	短期入所	・短期入所において、現行の医療型重症心身障害児施設で10月以降短期入所を行う場合、療養介護の指定を取らなければ重心の報酬単位は適用されないのか。	・施設要件としては医療法の規定に基づく病院であれば療養介護の指定を受けている必要はない。報酬については、対象者像によるものである。
⑥グループホーム等	GH,CHの重複指定	・現在8ホームを設置しているが、7つがグループホーム対象者、1つがグループホームとケアホームの対象者が混在している。 ・この8つのホームを一つの指定事業所として指定を受ける場合、どのような指定方法になるのか。	・既存の1ホームを1共同生活住居とするのであれば、8つの共同生活住居として1事業所として指定可能である。 ・例えば、 A住居～G住居(それぞれ4人定員で、すべてグループホーム対象) H住居(4人定員でGH対象者が2人、CH対象者が2人の場合)は、 グループホームとしてA～H住居(計30人定員) ケアホームとしてA～H住居(計2人定員) として指定を行う。
⑥グループホーム等	GH,CHの重複指定	・ケアホームとグループホームの対象者を同時に受け入れる場合の基準を教示願いたい。	・上記のQAの場合、 定員は合計32人(ケアホーム対象者の障害程度区分は3) 世話人→ $32 \div 6 = 5.33 \dots$ 人 生活支援員→ $2 \div 9 = 0.22 \dots$ 人 となる。(人数は常勤換算) ・なお、GHとCHの重複指定の場合の世話人の配置基準は6:1に限られることに留意すること。
⑥グループホーム等	GH,CHの重複指定	・現在、グループホームで運営しているが、現在の入居者の障害程度区分が2以上の場合はケアホームに移行しなくてはならないのか。	・現在のグループホーム利用者のうち、障害程度区分が2以上の場合で、引き続き、当該住居に入居される場合は、ケアホームとして指定を受ける必要がある。 ・ただし、障害程度区分2以上の方であっても、あえてグループホームの利用を希望する場合、グループホームを利用することは可能である。なお、その場合の報酬単価については、共同生活援助の報酬額を適用することになる。
⑥グループホーム等	グループホーム・ケアホームの夜間支援体制	・職員の移動に10分以上要する距離にある複数の事業所間においては、要件に該当すれば各々に夜間勤務者の配置等夜間支援体制を設けなくてはならないのか。またその場合、宿直も同様なのか。	・夜間支援体制加算については、先日(8/24)の全国主管課長会議で示しているとおりである。

事業者指定に係るQ&A

対象サービス	質問項目	質問内容	回答
⑥グループホーム等	グループホームの設備基準	グループホームのユニット(共有スペース)は10人に一箇所でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり。 ・ユニットとは、入居者が相互に交流・利用することができる設備であり、具体的には食堂、リビングなどを指す。 ・これらは、居室又は居室に近接して設置する必要があり、1ユニットの対象人数は2～10人以下としている。
⑥グループホーム等	グループホームの地理的範囲について	・事業者の範囲は「概ね30分以内」とされているが、交通手段は問わないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段は問わない。事業者の従業者が通常用いる交通手段で判断すること。なお、この場合において、地域の実情に鑑みた合理的な範囲であることが必要である。
⑥グループホーム等	グループホームの主たる事業所について	グループホームの主たる事業所は住居でなく、同一法人の経営する他の事業所としても差し支えないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所の範囲については、一定の地域の範囲内において事業を実施するにあたり、指定事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲内としている。目安としては、サービス管理責任者が、主たる事務所からいずれの住居に対しても、おおむね30分程度で移動できる範囲内であることとしている。
⑥グループホーム等	経理区分	・既存の指定グループホームが一つの共同生活住居となり、複数の共同生活住居が一体的に一つの事業所として指定された場合、経理区分は、従来の共同生活住居単位か又は新たな指定事業所単位か。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所単位で経理を区分をすることとして差し支えない。
⑥グループホーム等	GH,CHの重複指定	・グループホームとケアホームの対象者が両方いる場合の世話人の配置基準はどうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・GHとCHの重複指定の場合については、世話人の配置基準は6対1に限られるので留意すること。
⑥グループホーム等	グループホーム・ケアホームの職員の配置基準	・生活支援員・世話人の必要配置数に1人未満の端数が生じた場合はどのように扱うのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人、生活支援員は常勤換算であるため1未満の端数が出た場合、その端数の範囲以上で勤務割を作成すること。 ・例：定員9名の場合の世話人配置(常勤の勤務時間40H/W) $9 \div 10(1:10型の場合) = 0.9$、$40H \times 0.9 = 36H$ $\therefore 36H$以上(週)
⑥グループホーム等	グループホーム・ケアホームの職員の配置時間	・世話人、生活支援員、サービス管理責任者、夜間勤務者、宿当直者について、それぞれの配置基準や定めはあるか。つまり1日何時間、何時から何時まで配置しなくてはならない、というような基準はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人、生活支援員は常勤換算で必要とされる時間を各ホームの支援の実態に合わせて配置すること。 ・サービス管理責任者は適切にサービス管理業務を行うことができるよう勤務割を行うこと。 ・夜間支援体制加算の対象となる夜間支援従事者(夜勤又は宿直)については、入居者の就寝前から翌朝の起床後まで従事すること。
⑥グループホーム等	グループホーム・ケアホームの夜間支援体制	・説明会の資料では宿直職員と夜勤職員と別に記載されているが、宿直職員とは何を言うのか。夜勤職員のほかに宿直職員を置かなければならないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間支援体制加算については、先日(8/24)の課長会議で示したとおりである。

事業者指定に係るQ&A

対象サービス	質問項目	質問内容	回答
⑥グループホーム等	グループホーム・ケアホームの夜間支援体制	・労働基準法上では宿日直とは、夜間が宿当直であり、昼間が日当直となっているが、日当直が必要とされるということは、当然世話人・生活支援員が不在の日があることを想定していると解釈される。逆に現在のグループホームでは職員が配置されていない日・時間帯については10月以降日当直職員を配置しなくてはならないのか。	・夜間支援体制加算については、先日(8/24)の課長会議で示したとおりである。 ・なお、利用者が日中不在の場合は、職員を配置する必要はない。
⑥グループホーム等	グループホーム・ケアホームの夜間支援体制	・「小規模事業夜間支援体制加算」の算定にあたり、障害程度区分4以上の利用者が1人又は0人の場合は夜勤職員の配置は義務付けられないとともに、夜間支援体制自体も不要ということか。夜間の連絡体制があればよい、ということなのか。	・夜間支援体制加算及び小規模事業夜間支援体制加算については、先日(8/24)の課長会議で示したとおりである。
⑥グループホーム等	グループホームとケアホームの人員配置	・サービス管理責任者は常勤でなくても良いのか。例えば利用者15人の場合、半日勤務でも良いのか。30人を超えたら常勤換算となるのか。	・グループホーム、ケアホームのサービス管理責任者は必ずしも常勤である必要はない。 ・なお、配置基準が1:30であることから、定員が30人を超えれば2人のサービス管理責任者の配置が必要となる。
⑥グループホーム等	グループホームとケアホームの人員配置	・グループホーム、ケアホームにおいて、サービス管理責任者及びサービス提供職員の欠如減算があるが、減算を見込んで指定申請をすることは可能か。	・指定申請時は、指定基準を満たしていることが必要である。
⑥グループホーム等	グループホームの人員配置	・「サービス管理責任者」や「夜間支援スタッフ」とも雇用契約を結ぶことになるのか。	・サービス管理責任者については、法人の就業規則等に従い、雇用契約が必要である。ただし、夜間支援従事者(夜間支援スタッフ)については、先日(8/24)の全国課長会議で示したとおりである。
⑥グループホーム等	グループホームの人員配置	・「管理者は常勤でなくても可」と解釈しても良いのか。	・管理者は常勤であることが必要である。 ・ただし、業務に支障がない場合は、他の職務等に従事することができる。
⑥グループホーム等	グループホームの設備基準	・グループホームは複数の共同生活住居により構成されるが、事業所の名称はどのように扱うべきか。	・新体系においては、一定の範囲内にある複数住居を事業所として指定することとしており、事業所名については、共同生活住居の中から選定する方法や、新しく名前を付ける方法など、各事業者において適切に判断されたい。
⑥グループホーム等	グループホーム	・自立生活支援加算について、新規申請の際、過去2年間に、単身生活へ移行実績が3名あるが、平成18年10月以前の過去2年間を実績期間とするのか。	・平成18年度においては、平成17年度及び平成16年度の実績を勘案することとなる。

事業者指定に係るQ&A

対象サービス	質問項目	質問内容	回答
⑥グループホーム等	グループホームとケアホームの小規模事業加算	・グループホーム、ケアホームにおける、小規模事業加算の算定について、例えば四人の共同生活住居を2ヶ所(合計定員8名)で指定を受ける場合であっても、それぞれの共同生活住居が個々に小規模事業加算の請求が可能なのか。	・先日(8/24)の課長会議でお示したとおり。
⑥グループホーム等	グループホームの報酬	・大規模住居減算は定員が8人であって、実際の入居者数が8人未満の場合でも適用されるのか。	・1の共同生活住居において、入居定員が8人以上であれば、大規模住居減算の対象となる。 ・このため、実際の入居者数が8人未満であっても適用されることとなる。
⑦多機能等	多機能型	・多機能型の対象事業で、「指定障害福祉サービス事業者の場合」と「指定障害者等支援施設の場合」とは何を指すのか。また「複数の事業を組み合わせる」とは2つ以上であれば何の事業でも良いのか。	・指定障害福祉サービスを複数種を一体的に行うことで最低利用定員を満たすことを多機能型としている。サービスは、生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援が対象である。 ・障害者支援施設の場合、居住サービスである施設入所支援に1以上の日中活動サービスを組み合わせるが、この時には複数種類の日中活動サービスを組み合わせ最低利用定員を満たす特例を設けているところ。
⑦多機能等	日中活動系の従たる事業所の分場の取扱について	指定事業を複数の場所において一体的に行う場合の判断基準に同一の日常生活圏域と示されているが、異なる市町村間においても適用されるか。	・市町村をまたいでも適用される。
⑦多機能等	多機能型における定員変更について	事業者の指定において、多機能型事業所全体の定員が変わらなくてもその都度事業ごとの定員変更の届出などが必要か。	多機能型事業で、全体の定員に変更がある場合、事業の内容に変更があるものと解されるため、変更の届け出は必要である。
⑦多機能等	就労移行支援	就労支援ネットワークとは何を指すのか。	就労移行においてはハローワーク、職業訓練校等の連携していること必要であると考えられることから、こうした就労支援の取り組みが分かるよう提出をもとめるもの。
⑨相談支援	相談支援	・指定相談支援事業の申請は、運営基準を満たしていれば事業所ごとに申請できるのか。すでに市町村から指定をされているという話もあるが、それはどういうことなのか。	・指定相談支援は、サービス利用計画費の対象となるケアマネジメントであり、これらとは別に市町村が自ら行う一般的な相談支援がある。これは、市町村が適当と認める法人に委託することができるものである。
⑩旧法施設	分場の事業者指定	・知的障害者入所更生施設の分場または知的障害者入所施設の通所事業を実施している場合、旧法施設支援のみなし指定の対象となるか。	・お見込みのとおり。

事業者指定に係るQ&A

対象サービス	質問項目	質問内容	回答
⑩旧法施設	旧法施設の移行	<p>・旧体系での事業で継続する場合に10月まで行うべき必要な手続きは。また短期入所については、新しい体系に移行する手続きが必要なのか。日中短期やデイサービスについては廃止の手続きが必要なのか。</p>	<p>・旧法施設の手続きは簡易な届出で差し支えないこと。 ・短期入所は、全て新事業体系に移行することとなるので、新規指定申請が必要となる。 ・4月にみなし指定された居宅支援サービスは9月末で効力を失効するので、廃止届は不要であること。(新体系に移行せず廃止する場合は、9月末付けの廃止届を提出すること)</p>
⑩旧法施設	旧法施設の移行	<p>・旧法施設支援として算定できる単位とは、平成18年9月までの単位がそのまま引き継がれるのか。</p>	<p>・報酬単位は新たに旧法施設支援の単位を設定する。</p>
⑩旧法施設	旧法施設の移行	<p>・1つの法人内にある一部のサービスだけが指定申請をして新法施設に移行し、残った事業については旧法施設支援の適用を受けることは可能か。</p>	<p>・旧法施設から新事業体系への移行は一体的に行っていただく必要がある。ただし、一定の条件を満たせばこれに限らないこと。詳細については8月24日の課長会議資料を参照されたい。</p>